

⑩「裁判所のはたらき」(P30~31)

月 日 ( ) 名前 \_\_\_\_\_

めあて

裁判所の働きについて調べ、国会・内閣・裁判所の関係を図に表してみよう。

右の写真は裁判の見本（模擬裁判）の様子です。

1、2009年からスタートした裁判員制度とはどのようなものか、P30の説明を読んでみましょう。



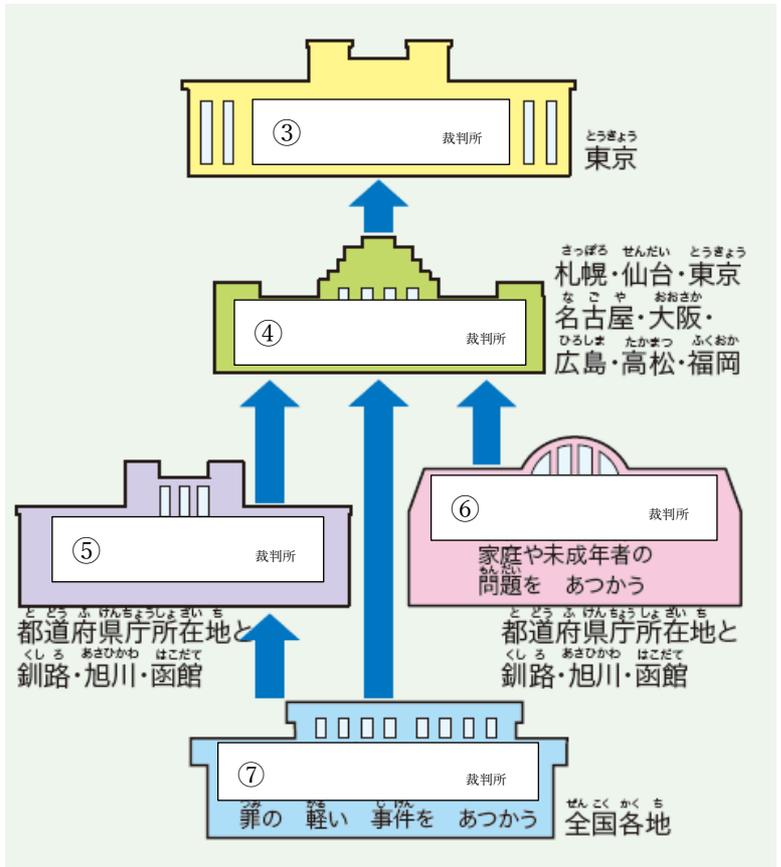
裁判官

裁判員

2、<裁判所のはたらき>

裁判所は(①)にもとづいて問題を解決し、国民の権利を守る仕事をしています。

国民はだれでも裁判を受ける権利もっています。裁判の内容に不服があるときは(②)まで裁判を受けられる権利があります。\*裁判所の種類を調べて、右の空らんを書いてみましょう。



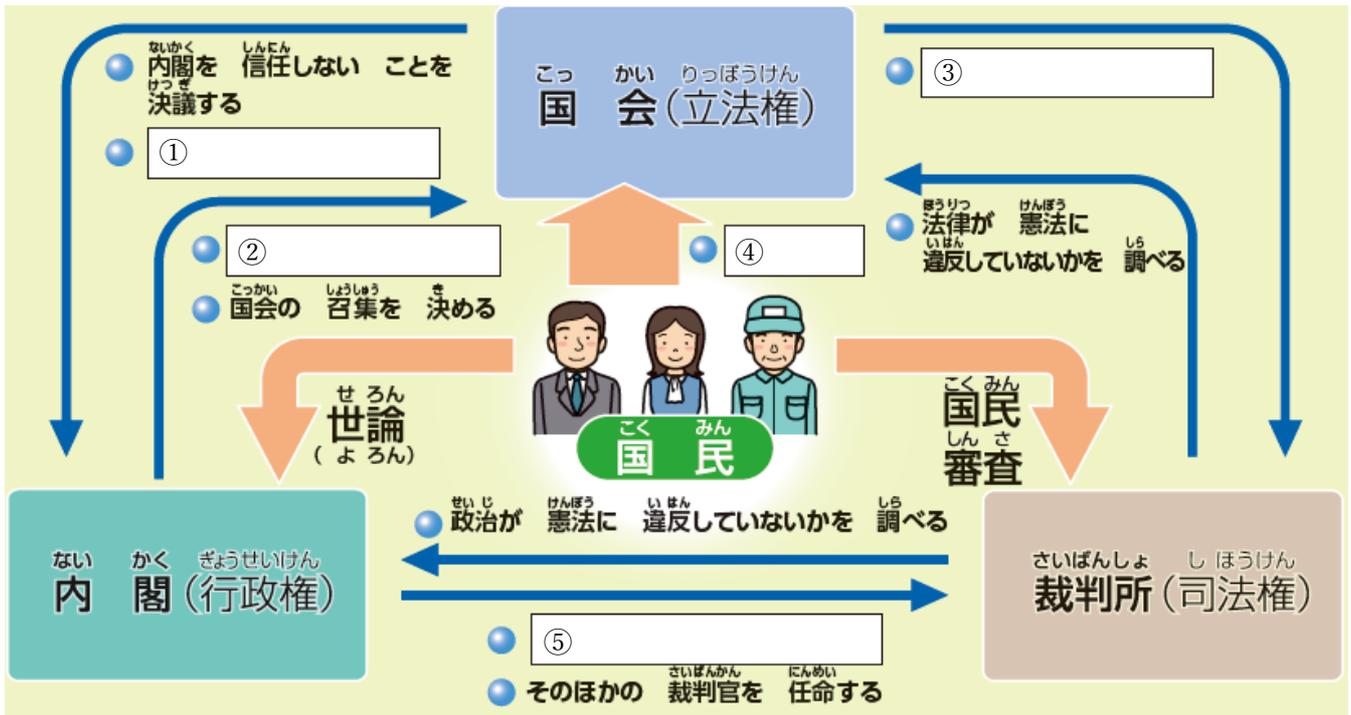
<チャレンジ>

裁判のしくみについて考えよう。

① 3回裁判を受けられることを**三審制(さんしんせい)**とよばれています。なぜ、同じ事件について3回まで裁判を受けられることができるのでしょうか。

② 国会・内閣・裁判所の関係をまとめよう

国会・内閣・裁判所は国の重要な役割分担しています。そのしくみを（ ）  
とといいます。（難易度★★★）



上の図の①～⑤に合う言葉を選び、はこの中にア～オを書き入れましょう。

- ア：衆議院の解散をきめる
- イ：最高裁判所の長官を指名する
- ウ：選挙
- エ：裁判官をやめさせるかどうかの裁判を行う
- オ：内閣総理大臣を指名する

<ヒント>国会・内閣・裁判所のはたらきをよく読んでみましょう。

**国会について調べたこと**

●国会の働きは……  
二つの議院で国の政治の方向を多数決で決めること。

- 法律の制定…唯一の立法機関です。
- 内閣総理大臣の指名…国会議員の中から選びます。
- 予算の議決…国のお金の使い道を決めます。
- 条約の承認…外国との約束を認めます。
- 弾劾裁判所の設置…裁判官をやめさせることができます。
- 憲法改正の発議…憲法を改めることを国民に提案する。など

**内閣について調べたこと**

●内閣の働きは……  
国会で決められた予算や法律にもとづいて、実際に政治を行うこと。

- 法律案や予算を国会に提出する。
- 国会の召集を決める。
- 衆議院の解散を決める。
- 外国と条約を結ぶ。
- 外国との交渉や交際を行う。
- 最高裁判所の長官を指名する。など

●内閣総理大臣は……  
国会で指名され、国民の願いを実現する、内閣の最高責任者である。

●内閣の仕事を支える省と庁と委員会などがある。

**裁判所について調べたこと**

●裁判所の働きは……  
争いや事故、犯罪などが起こったときに、法律にもとづいて問題の解決を図ること。

- 人々の間に起きた争いなどについて、原告側と被告側に分かれて裁判を行い、判決を出す。
- 罪を犯した疑いのある人が有罪か無罪かの裁判を行い、判決を出す。
- 法律が憲法に違反していないかを調べる。
- 政治が憲法に違反していないかを調べる。

⑪ 「わたしたちの願いと児童センター」(P34~35)

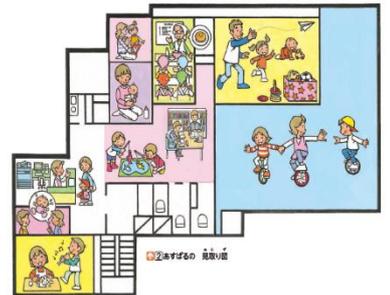
月 日 ( ) 名前 \_\_\_\_\_

学童やなんで一もなどに行ったことがある人はいませんか？その時の思い出やエピソードを書いてみましょう。


1、なんで一もと同じようなしせつは、ほかの場所にもあります。

教科書 P34 に埼玉県川口市の児童センターあすばるもその一つです。

「**2**あすばるの見取り図」を見て、気づいたことを書いてみましょう。




2、P34~35 には、あすばるを利用している人たちのコメントを読みましょう。

3、それぞれのコメントから、なぜたくさんの人があすばるを利用していると思いますか？理由を書いてみましょう。


4、「あすばる」は、なぜ作られたのでしょうか。その理由を予想して書いてみましょう。




⑩「裁判所のはたらき」(P30~31)

月 日 ( ) 名前 \_\_\_\_\_

めあて

裁判所の働きについて調べ、国会・内閣・裁判所の関係を図に表してみよう。

右の写真は裁判の見本（模擬裁判）の様子です。

2009年からスタートした裁判員制度とはどのようなものか、P30の説明を読んでみましょう。



裁判官

裁判員

<裁判所のはたらき>

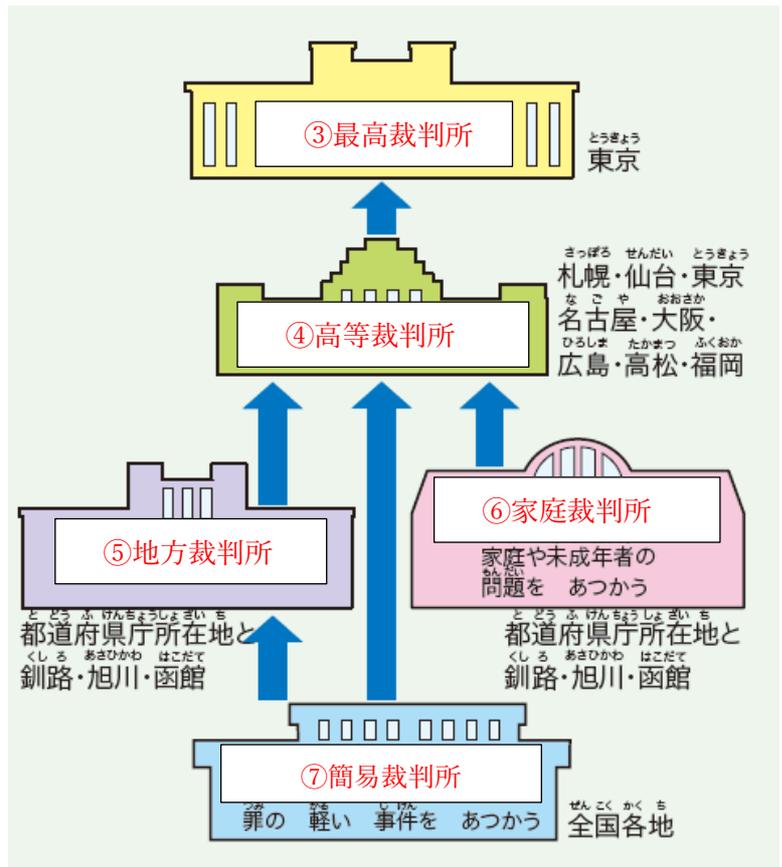
裁判所は(① **法律**)にもとづいて問題を解決し、国民の権利を守る仕事をしています。

国民はだれでも裁判を受ける権利もっています。裁判の内容に不服があるときは(② **3回**)まで裁判を受けられる権利があります。\*裁判所の種類を調べて、右の空らんを書いてみましょう。

<チャレンジ>

裁判のしくみについて考えよう。

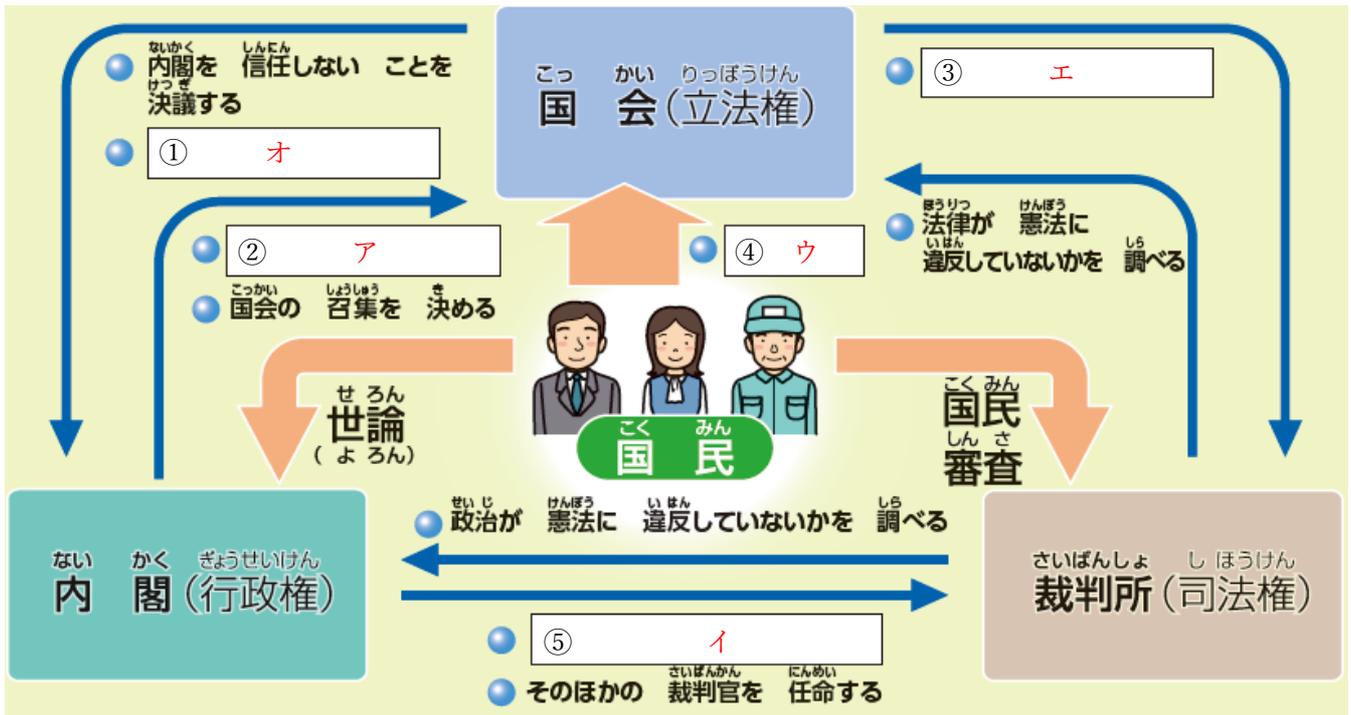
- ① 3回裁判を受けられることを**三審制(さんしんせい)**とよばれています。なぜ、同じ事件について3回まで裁判を受けることができるのでしょうか。



例：裁判のまちがいを防ぎ、人権を守るため。

② 国会・内閣・裁判所の関係をまとめよう

国会・内閣・裁判所は国の重要な役割分担しています。そのしくみを（ **三権分立** ）  
 といいます。（難易度★★★）



上の図の①～⑤に合う言葉を選び、はこの中にア～オを書き入れましょう。

- ア：衆議院の解散をきめる
- イ：最高裁判所の長官を指名する
- ウ：選挙
- エ：裁判官をやめさせるかどうかの裁判を行う
- オ：内閣総理大臣を指名する

<ヒント>国会・内閣・裁判所のはたらきをよく読んでみましょう。

**国会について調べたこと**

●国会の働きは……  
 二つの議院で国の政治の方向を多数決で決めること。

- 法律の制定…唯一の立法機関です。
- 内閣総理大臣の指名…国会議員の中から選びます。
- 予算の議決…国のお金の使い道を決めます。
- 条約の承認…外国との約束を認めます。
- 弾劾裁判所の設置…裁判官をやめさせることができます。
- 憲法改正の発議…憲法を改めることを国民に提案する。など

**内閣について調べたこと**

●内閣の働きは……  
 国会で決められた予算や法律にもとづいて、実際に政治を行うこと。

- 法律案や予算を国会に提出する。
- 国会の召集を決める。
- 衆議院の解散を決める。
- 外国と条約を結ぶ。
- 外国との交渉や交際を行う。
- 最高裁判所の長官を指名する。など

●内閣総理大臣は……  
 国会で指名され、国民の願いを実現する、内閣の最高責任者である。

●内閣の仕事を支える省と庁と委員会などがある。

**裁判所について調べたこと**

●裁判所の働きは……  
 争いや事故、犯罪などが起こったときに、法律にもとづいて問題の解決を図ること。

- 人々の間に起きた争いなどについて、原告側と被告側に分かれて裁判を行い、判決を出す。
- 罪を犯した疑いのある人が有罪か無罪かの裁判を行い、判決を出す。
- 法律が憲法に違反していないかを調べる。
- 政治が憲法に違反していないかを調べる。

⑪ 「わたしたちの願いと児童センター」 (P34~35)

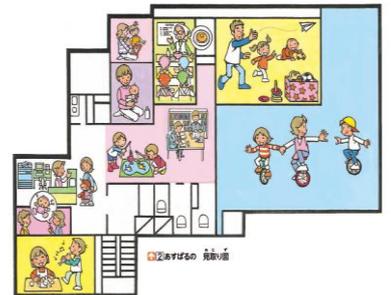
月 日 ( ) 名前 \_\_\_\_\_

学童やなんで一もなどに行ったことがある人はいませんか？その時の思い出やエピソードを書いてみましょう。


1、なんで一もと同じようなしせつは、ほかの場所にもあります。

教科書 P34 に埼玉県川口市の児童センターあすばるもその一つです。

「**2**あすばるの見取り図」を見て、気づいたことを書いてみましょう。



・例：お母さんが子どもの世話をしている。

・例：赤ちゃんのことについて話したり相談したりしている。

・例：楽器やねん土で遊んでいる子がいる。

・例：大人と子どもがいっしょに遊んでいる。

2、P34~35 には、あすばるを利用している人たちのコメントを読んでみましょう。

3、それぞれのコメントから、なぜたくさんの方があすばるを利用していると思いますか？理由を書いてみましょう。

・だれでも無料で遊ぶことができるので、公園と同じように子どもだけで使えるから。

・赤ちゃんや小さい子だけではなく、おとなも使うことができるから。

・イベントがたくさんあるので楽しいから。

・遊びだけではなく、勉強もすることができるから。

4、「あすばる」は、なぜ作られたのでしょうか。その理由を予想して書いてみましょう。




# 家庭科 課題プリント

家庭科の教科書（「新しい家庭科」）P62～77 と学習ノート P1～12 を用意して、取り組みます。次の登校日に、学習ノートを提出できるようにしましょう！

## ① 学習ノート P1 「あなたの食生活はだいじょうぶ?!」

→自分の生活を振り返り、チェックをしてみよう！

## ② 教科書 P62～63, 学習ノート P4～5

教科書の文章を読みながら、進めましょう！

(1) 学習ノート P4 を自分の生活を振り返りながら、やってみよう。

→「②時間の使い方を工夫しよう」は、休校前のことを思い出して書こう！

※毎日、取り組んでなくても記入してください。

Point!!

☆すべてをうめられなくても大丈夫ですが、今後、どのようなことができそうかということも考えてみてください。

(2) 学習ノート P5 の一週間分の計画を立ててみよう（5月18日～31日で1週間）

→自分でやることを決めてみよう！（お家の方とも相談するとよいですね！）

Point!!

☆お家の人に「何したらいい?」ではなく、「〇〇をしようと思うけど、どうかな?」と自分から仕事を提案することが大切です！（できれば、お家の方が毎日やっていること）やる時間、方法なども事前に聞いておくとよいですね！

## ③ 教科書 P64～71, 学習ノート P6～7

教科書の文章を読みながら、進めましょう！

(1) 教科書を読み「朝食の大切さ」について、まとめよう。(P6)

(2) 教科書を読み食品の分類や調理の利点についてまとめよう。

※学習ノート P8、9 は、以前の課題で取り組みましたので、記入しなくてもよいです。取り組みたい人は、ぜひ、取り組んでみてください。

Point!!

家庭科は、学習を実践することがとても大切です！課題に関わらず、「よりよい生活」をするためにどのような工夫ができるのかを考えて、日常を過ごしてみてください！

お家にいる時間が多いからこそ、さいほう（手ぬい）を練習したり調理の練習をしたりしてみてください！※安全には十分に気を付けてくださいね！



笑うから楽しい

中村 真

6年 組 番 ( )

( )

○文章を読み、初読の感想を書こう。(共感、疑問、批判など)

○筆者の最も主張したいことは、どこの段落に書いてありますか。

【復習】 主張が書かれている段落の見つけ方

○文末表現に着目する。(言い切っている)「〜である」「〜なのです」など

○例示(例えば)は主張の段落にならないことが多い。

○主張している段落が2つ以上ある場合は、後ろの段落に最も言いたいことが書かれていることが多い。